## 企業会計基準委員会 御中

実務対応報告公開草案第 57 号(実務対応報告第 18 号の改正案)「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理 に関する当面の取扱い(案)」に関してコメント提出いたします。

服部 隆 (CMA、CIIA)

「質問 1 実務対応報告第 18 号において、IFRS 第 16 号「リース」及び ASU 第 2016-02 号「リース」を修正項目として取り扱わないとする提案に同意しますか。」: 同意します。

「質問 2 その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。」:

## ① 米国新リース基準の名称について

「米国会計基準会計基準更新書第 2016-02 号「リース」」については、一般的に使用されている呼称である「Topic 842」も入れた記載とすべきではないでしょうか。

「コメントの募集及び本公開草案の概要」の冒頭に記載されているように、「米国会計基準会計基準更新書第 2016-02 号「リース(Topic 842)」(以下「ASU 第 2016-02 号「リース」」、とすべきと考えます。

## ② 表示・開示について

IFRS16 及び Topic 842 は、「すべてのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準」であり、これまで実務対応報告第 18 号において議論されてきた他の会計基準に比べ、貸借対照表における表示や開示の重要性が決定的に高い基準です。 そのため、在外子会社等でオンバランスされた旧オペレーティングリースを含むリース全体を、連結財務諸表上、日本基準のファイナンスリースと合算して表示すべきなのか、あるいは「使用権資産」として区分表示すべきなのか、またリースに関する注記では、ファイナンスリースとオペレーティングリースのいずれに含めるのか、あるいはいずれにも含めず新たな区分を設けるべきなのか等々、また Topic842 適用子会社と IFRS16 適用子会社が両方存在する場合には、さらに多くの複雑な選択肢が想定し得ます。

こうした非常に多くの選択肢が想定される表示・開示方法について、作成者の実務や個別監査に全て委ねてしまうと、表示・開示の大きなバラツキを生み、利用者として重視している比較可能性を著しく損なうおそれがあります。また、適切な表示・開示を決定するにあたり、作成者と監査人にも非常に多くの手間、時間とコストを生じさせてしまいます。

従来から実務対応報告第 18 号では表示、開示は対象としないという建付けであることは理解しますが、IFRS16 及び Topic842 に限っては、貸借対照表の表示を大きく変更するための基準であるということを理解いただき、表示、開示に関して何らかの整理をすべきかと存じます。 貴委員会の審議においても、連結財務諸表上の表示、開示の取扱いについて整理を行うことについて実務上強いニーズがあることが指摘されていたにもかかわらず、「仮に当該表示、開示の論点を検討する場合、IFRS 第 16 号及び Topic842 に関する論点にとどまらないものと考えられ従来からの実務に与える影響が懸念される」ことを特段の対応行わない理由としていることについては同意いたしません。 まず目の前の実務上の強いニーズに対処すべきではないでしょうか。その上で、あわせて、他の従来実務を変更しようとするものではない、と表明すれば事足りるのではないかと考えます。 もし時間的に整理が間に合わないのであれば、結論の背景に、審議の過程で認識された問題の所在や想定される選択肢等々を記載いただくことが、作成者・監査人の実務、利用者の財務諸表分析に、非常に有用かと存じます。

③ 「IFRS 基準 2018 IFRS 財団公認日本語版」の IFRS16 における「契約の定義」について (本公開草案と直接関係ありませんが)

IFRS16 における「契約の定義」について、援用しているはずの IFRS15 での定義と異なった翻訳となっておりますので、一致させるべきではないでしょうか。

「IFRS 財団公認日本語版」は、あくまで参考訳であるということは理解しますが、我が国の IFRS 任意適用実務や IFRS に対する 理解を深める上で極めて有益で高い価値有するものと認識しております。翻訳には唯一の正解はなく幅が出て当然ですが、原 文の趣旨が正しく伝わるよう、あるいは単純な誤植等を回避すべく、書籍利用者の意見を幅広く聴取する機会を設けていただく とよろしいかと存じます。

以上